

様式1

保護者 殿

平成 年 月 日

鹿児島県立加治木高等学校長

出席停止に係る疾病通知について

インフルエンザなどの学校伝染病にかかった場合、学校保健安全法に基づき、本人の休養と他の生徒へのまん延・流行を防ぐため、学校は出席停止の措置をとることになります。

医療機関から感染症と診断された場合、下記の疾病通知書を主治医に記入していただき、担任または保健室まで提出してください。記載内容に従い、出席停止の措置をとります。

※ 学校伝染病については、様式2にて御確認ください。

記

疾 病 通 知 書	
鹿児島県立加治木高等学校	
年 組 番 生徒氏名	
診 断 名	
自宅療養に要する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 (年 月) 日 日間
備 考	
上記のとおり通知します	
平成 年 月 日	
医療機関名	
医師名	印

学校伝染病とその出席停止について

種類		出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ熱		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	重症急性性呼吸器症候群（SARAS）		
	痘そう		
	南米出血熱		
鳥インフルエンザ（H5N1）			
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日，かつ解熱後 2 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後 5 日間を経過し，かつ全身状態が良好となるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで	
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎			
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例		
	その他の伝染病	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後，登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出停，治癒期は全身症状が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身症状が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出停，治癒期は全身症状が改善すれば登校可能
マイコプラズマ感染症		急性期は出停，全身状態が良ければ登校可能	
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し，全身状態が改善されれば登校可能		
通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例			
	アタマジラミ	出席可能（タオル，くし，ブラシの共有は避ける）	
	水いぼ	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板共有は避ける）	
	伝染性膿痂疹	出席可能（プール，入浴は避ける）	

※出席停止基準については，学校医その他の医師の判断によります。

※疾病通知書は診断書をかねておりますので，料金がかかる場合があります。
ご承知おきください。